

この現場は、新労務単価の対象です！

令和8年3月から、**新労務単価**※が適用になり

ました。行政と建設業界は今、現場の職人さん

● **適切な賃金水準** ● **社会保険等への加入の徹底**に

結びつくよう、一丸となって取り組んでいます。



若者にとって魅力ある業界であるために。
真面目に働く職人さんが報われるために。

新労務単価は、**都道府県ごと・職種ごと**に設定されています。

※新労務単価についての詳しい内容は、国土交通省のホームページで確認できます。
【http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html】

建設業フォローアップ相談ダイヤル

「品確法の運用指針」や「新労務単価」など建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報をお聞かせください。

TEL.  **0570-004976**

マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00

連絡先 市川市管財部契約課 047-712-8593  国土交通省